

# 1 情報公開審査会答申の概要

## 情報公開審査会答申第 536 号の概要

件名	国庫委託事業に係る支出関係書類一部非公開の件（諮問第 586 号）		
請求書類の概要	国庫委託事業に係る不適切な経理処理の有無に関する調査（以下「本件調査」という。）の結果、不適切な経理処理であることが判明した支出に係る書類（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 21 年 3 月 25 日	諾否決定年月日	平成 21 年 4 月 8 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（統計センター）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 5 号		
非公開理由	公にしないとの条件で民間事業者（以下「事業者」という。）から任意に提供された情報であって、当該事業者の特定につながるものであるため。		
不服申立年月日	平成 21 年 5 月 7 日		
不服申立ての趣旨	<p>1 非公開とされた情報のうち、次に掲げる情報（以下「本件情報」と総称する。）の公開を求めるものであり、本件行政文書に記載されている事業者の名称等については、公開を求めている。</p> <p>ア 支出命令票及び執行伺票に記載された文書管理番号、件名、執行番号並びに振込先金融機関の銀行名、支店名及び種別</p> <p>イ 歳出予算執行依頼票に記載された件名、内容（内訳書及び事業実施伺いを含む。）及び執行見込額積算内訳</p> <p>2 実施機関は事業者の名称を非公開としていることから、本件情報を公開しても事業者を直接特定することはできない。このように非公開とする理由を拡大解釈していけば、全部非公開になるおそれがある。</p>		
諮問年月日	平成 21 年 5 月 15 日（受理）		
審査会の結論	本件行政文書を一部非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（本件行政文書について） 本件行政文書は、本件調査の結果、物品の納入が当該事業年度の翌年度又は前年度に行われた、不適切な経理処理であることが判明した支出に係る書類である。</p> <p>（本件不服申立ての対象について） 本件不服申立ての対象は、実施機関が非公開とした情報のうち、本件情報であると認められるので、当審査会としては、当該情報について、以下、検討する。</p> <p>（条例第 5 条第 5 号本文該当性について）</p> <p>1 本件調査は、不適切な経理処理の有無に関する、法令等に基づかない自主的な調査であり、実施機関は事業者に対し、任意の情報提供を求めたものである。 不適切な経理処理の有無に関する調査という本件調査の性質に照らせば、実施機関が事業者の名称等を公開することを前提として、任意の情報提供を求めた場合には、事業者からの協力を得られないおそれがあり、実効ある調査を実施することが難しい状況であったものと認められる。 また、実施機関が本件調査を実施した時期において、個別の事業者の名称等については公にしないという条件の下に、同様の調査が実施されていたこと等の状況を考慮すると、本件調査は、実施機関が事業者を特定できる情報を公開しないという条件を付して実施されたものであり、また、当該条件を付することは、当時の状況等に照らして合理的であったと認められる。</p> <p>2 本件行政文書は、本件調査の結果、不適切な経理処理であることが判明した支出に係る書類であり、本件情報は、不適切な経理処理に関わった事業者を特定し得る情報であると認められる。 したがって、本件情報は、条例第 5 条第 5 号本文に該当すると判断する。 （条例第 5 条第 5 号ただし書該当性について） 本件情報は、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報に該当するとは認められず、条例第 5 条第 5 号ただし書に該当しないと判断する。</p>		
答申年月日	平成 22 年 5 月 17 日（答申第 536 号）		

情報公開審査会答申第 537 号の概要

件名	特定の会議録不存在の件（諮問第 591 号）		
請求文書の概要	平成 21 年 9 月 7 日に行われた駐日米国大使（以下「大使」という。）による知事訪問の際の会談（以下「本件会談」という。）における会議録（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 21 年 10 月 1 日	諾否決定年月日	平成 21 年 10 月 5 日
諾否の決定内容	公開拒否決定 （文書不存在）	実施機関	知事（基地対策課）
非公開根拠条項	—		
非公開理由	本件行政文書は作成していないため存在しない。		
不服申立年月日	平成 21 年 10 月 20 日（収受）		
不服申立ての趣旨	1 知事は、渉外知事会の会長を務めており、本件行政文書が存在しないということは納得できない。 2 本件会談については新聞で報道されており、その内容を文書化したものが何らかの形で存在するはずである。		
諮問年月日	平成 21 年 10 月 27 日		
審査会の結論	実施機関が、本件行政文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（本件行政文書について） 本件行政文書は、本件会談における知事等の発言を記録した文書である。</p> <p>（本件行政文書の存否について）</p> <p>1 実施機関は、本件会談は特定の課題に関して行われたものではなく、大使着任に伴う表敬訪問であり、県の意思決定に影響を及ぼすような内容の議論はなされなかったこと、また、本件会談の記録を確認する必要があることや、記録を作成しないことにより職務上の支障が生ずることは考えられないこと等から、本件行政文書は作成していないと説明している。</p> <p>2 当審査会において本件会談に係る新聞記事を確認したところ、在日米軍基地を巡る問題等について意見交換が行われたこと、知事から大使に要請した事項及びこれに対する大使からの反応等について報道されている。 当該報道を待つまでもなく、在日米軍基地に係る事案に対しては、多くの県民が関心を寄せているものと認められる。</p> <p>3 本件会談が特定の課題に関して行われたものではなく、県の意思決定に影響を及ぼさないものであったとしても、実施機関は、本件会談の内容に対して、多くの県民が関心を寄せていることを想定できたものと考えられる。 したがって、本件会談の記録を確認する必要があることや、本件会談の記録を作成しないことにより職務上の支障が生ずることが考えられないことから、その内容を記録する必要はないと判断したとの実施機関の説明は、県民に県政を説明する責務という観点に照らせば、必ずしも適切なものであったとはいえない。</p> <p>4 神奈川県行政文書管理規則第 6 条は、「軽易なものを除き、処理内容等（意思決定の経過、行政文書を管理するために必要な事項を含む。）を記録した行政文書を作成しなければならない」と規定しているが、本件会談の内容に対する県民の関心の高さを考慮すると、本件会談における知事等の発言の記録が、当該規定の「軽易なもの」に該当するとはいい難い。</p> <p>5 しかしながら、実施機関は前記 1 のとおり本件行政文書を作成しなかった理由を説明しており、本件行政文書が存在することをうかがわせるような事情は特段認められないことから、本件行政文書は存在しないとの実施機関の説明は、全く不合理であるとまではいえない。</p>		
答申年月日	平成 22 年 6 月 14 日（答申第 537 号）		

情報公開審査会答申第 538 号の概要

件名	特定の県立高等学校に係る指示文書等不存在の件（諮問第 590 号）		
請求文書の概要	特定の県立高等学校（以下「本件高校」という。）の英語科試験問題の点検に関する文書等（以下「本件行政文書」と総称する。）		
請求年月日	平成 21 年 8 月 25 日	諾否決定年月日	平成 21 年 9 月 7 日
諾否の決定内容	公開拒否決定 （文書不存在）	実施機関	教育委員会（高校教育指導課）
非公開根拠条項	—		
非公開理由	本件行政文書は取得又は作成していないため存在しない。		
不服申立年月日	平成 21 年 9 月 18 日（収受）		
不服申立ての趣旨	<p>1 実施機関は、特定の個人（以下「本件個人」という。）から問い合わせを受けたと説明しており、実施機関は本件個人とやり取りを行っているはずであるから、本件高校での不祥事発覚以後に本件個人が提出し、実施機関が受け取った全文書（以下「本件収受文書」という。）は存在するものと考えられる。</p> <p>2 本件高校の校長（以下「本件校長」という。）と本件個人とのやり取り等を勘案すれば、本件収受文書に関係しあるいは関係なく、本件個人に提供した全文書（以下「本件提供文書」という。）は存在するものと考えられる。</p> <p>3 実施機関は、各県立高等学校（以下「各高校」という。）に対し通知「適切な定期試験問題等の作成について」（以下「本件通知」という。）を發出しており、本件通知を行う根拠となる報告書が存在するはずであるから、実施機関が本件高校の英語科試験問題の点検を行った際に、誤り箇所総数等を記載した点検結果報告書に類する文書（以下「本件点検文書」という。）は存在するものと考えられる。</p> <p>4 各高校に試験問題の点検等の作業を指示するならば、当該作業を指示することになった事情及び各高校の教職員を了解させるだけの根拠を記載した文書が、実施機関から各高校の校長に出され、当該文書に基づき校長が各教職員に指示することが当然であるから、英語科以外の各教科の試験問題の誤り箇所の点検について、実施機関が本件校長に結果の報告を指示する根拠となった文書（以下「本件根拠文書」という。）は存在して然るべきである。</p>		
諮問年月日	平成 21 年 10 月 13 日		
審査会の結論	実施機関が、本件行政文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（本件収受文書及び本件提供文書について）          神奈川県教育委員会行政文書管理規則（以下「本件規則」という。）第 6 条は「本庁及び所の事務処理に当たっては、軽易なものを除き、処理内容等（意思決定の経過、行政文書を管理するために必要な事項を含む。）を記録した行政文書を作成しなければならない」と規定している。          当審査会が確認したところ、本件収受文書及び本件提供文書については、本件個人と文書によるやり取りを行っていないため存在しないとの実施機関の説明は、必ずしも本件規則の趣旨に反するものではなく、また、当該説明を覆すに足りる事情は特段認められない。したがって、本件収受文書及び本件提供文書は存在しないという実施機関の説明に不合理な点はない。</p> <p>（本件点検文書について）          当審査会において本件通知を確認したところ、「複数の県立高校において、一部教科の試験問題及び模範解答に、多くの誤りや不適切な表記があり」と記載されている。          このことからすると、実施機関が試験問題に誤りがあったことを示す何らかの文書を作成し、又は取得している場合もあるものと考えられる。          しかしながら、実施機関は、本件点検文書については、本件校長に手交したため存在しないと説明しており、これを覆すに足りる事情は認められないことから、本件点検文書は存在しないという実施機関の説明は、不合理であるとまではいえない。</p> <p>（本件根拠文書について）          当審査会が確認したところ、本件根拠文書については、点検の必要性を相互に認め、口頭により点検の指示を行ったことから存在しないとの実施機関の説明は、必ずしも本件規則の趣旨に反するものではなく、また当該説明を覆すに足りる事情は特段認められない。したがって、本件根拠文書は存在しないという実施機関の説明に不合理な点はない。</p>		
答申年月日	平成 22 年 7 月 14 日（答申第 538 号）		

情報公開審査会答申第 539 号の概要

件名	県道整備事業に係る文書公開の件（諮問第 592 号）		
請求文書の概要	特定地番に係る県道の計画から完成までの一切の書類及び現在ある書類（以下「本件請求対象文書」と総称する。）		
請求年月日	平成 21 年 6 月 24 日	諾否決定年月日	平成 21 年 7 月 24 日
諾否の決定内容	公開	実施機関	知事（土木事務所）
非公開根拠条項	—		
非公開理由	—		
不服申立年月日	平成 21 年 8 月 5 日（収受）		
不服申立ての趣旨	特定地番に係る、土地売買契約書、道路台帳（以下「本件道路台帳」という。）及び公図の写し（以下「本件行政文書」と総称する。）以外に、特定地番に係る道路完成図（以下「本件完成図」という。）が存在するはずであるため、本件処分をの取消しを求める。		
諮問年月日	平成 21 年 11 月 9 日		
審査会の結論	実施機関が、公開請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定し公開したことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（本件完成図の存否等について）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 不服申立人は、本件行政文書以外に本件完成図が存在するはずであり、また、本件完成図が存在しないのであれば、一部公開とすべきであると主張し、これらの点について、不服申立てをしているものと認められる。そこで、これらの点について以下のとおり検討する。</li> <li>2 不服申立人は、不服申立人の知人（以下「本件個人」という。）が、平成 21 年 2 月 19 日に実施機関に対し公開請求を行った際には、当該請求に係る行政文書公開決定通知書（以下「本件通知書」という。）の公開請求に係る行政文書の内容欄に「道路完成図日時 立会者」と記載されていることから、本件行政文書以外に本件完成図が存在するはずであると主張している。 一方、実施機関は、本件通知書の公開請求に係る行政文書の内容欄には「道路完成図日時 立会者」と記載されているが、実際に公開した文書は本件道路台帳であり、本件完成図は存在しない旨説明している。</li> <li>3 当審査会において確認したところ、本件個人による平成 21 年 2 月 19 日付け公開請求の際に「道路完成図 日時 立会者」として公開された文書は、本件道路台帳であることが認められる。</li> <li>4 実施機関は、本件通知書の公開請求に係る行政文書の内容欄には、実際に公開する文書の名称を記載すべきであったと認められるが、本件完成図の存在を示すような特段の事情は認められないことから、本件完成図が存在しないとの実施機関の説明は、不合理とまではいえない。</li> <li>5 また、実施機関は、本件請求対象文書について特定地番に係る県道の計画から完成までの一切の書類であって、かつ、現に存在する書類と理解したと説明しており、当審査会としても、本件請求の対象となる行政文書として現に存在する本件行政文書を特定し、公開したことは妥当であると判断する。</li> </ol>		
答申年月日	平成 22 年 9 月 16 日（答申第 539 号）		

情報公開審査会答申第 540 号の概要

件名	県道整備事業に係る文書不存在の件（その1）（諮問第 593 号）		
請求文書の概要	昭和 37 年 12 月に県が買収した、特定の地番の土地（以下「本件土地」という。）の位置に係る文書（以下「本件請求対象文書」という。）		
請求年月日	平成 21 年 7 月 10 日	諾否決定年月日	平成 21 年 7 月 24 日
諾否の決定内容	公開拒否決定 （文書不存在）	実施機関	知事（土木事務所）
非公開根拠条項	—		
非公開理由	該当文書が存在しないため		
不服申立年月日	平成 21 年 8 月 5 日（収受）		
不服申立ての趣旨	土地売買をしているにもかかわらず、買収した土地の位置を示す文書が存在しないことはあり得ない。		
諮問年月日	平成 21 年 11 月 9 日		
審査会の結論	実施機関は、再度、請求対象文書の特定を行った上で、改めて諾否の決定を行うべきである。		
審査会の判断理由	<p>（本件請求対象文書の特定について）</p> <p>1 不服申立人は、本件請求対象文書について本件土地の位置を特定する文書とは限定しておらず、本件土地に係る分筆図及び公図が該当すると主張している。 一方、実施機関は、県の買収した土地の位置といった場合には、周囲の土地の中で、対象となる土地の位置が分かることが必要と考え、本件土地に係る丈量図、分筆図及び公図は本件請求対象文書に該当しないと判断したと説明している。 以上のように、本件処分においては、不服申立人と実施機関との間で、公開請求における請求対象文書の範囲について食い違いが認められる。</p> <p>2 公開請求における請求対象文書の特定に当たっては、原則として、行政文書公開請求書に記載された内容から、実施機関が請求対象文書に該当するか否かについて判断することとなる。 しかし、どのような行政文書が存在するかについて、請求者は必ずしも了知しているとは限らないことから、実施機関は公開請求の趣旨を十分に踏まえた上で、請求対象文書の特定を行うことが求められているものと解される。</p> <p>3 本件処分において、実施機関は、本件請求の趣旨を「県の買収した土地の位置を特定する文書」と限定的に解し、本件請求対象文書は存在しないと判断している。 しかし、本件請求に際し実施機関は、不服申立人に対し、本件土地の位置の概略を示す文書で足りるか否か確認の上、請求対象文書の特定を行うことも可能であったと考えられる。</p> <p>4 このことからすると、本件処分については、本件請求の趣旨を十分に踏まえた上で、請求対象文書の特定が行われたものとは認め難いことから、当審査会としては、実施機関は再度、請求対象文書の特定を行った上で、改めて諾否の決定を行うべきであると判断する。</p>		
答申年月日	平成 22 年 9 月 16 日（答申第 540 号）		

情報公開審査会答申第 541 号の概要

件名	県道整備事業に係る文書不存在の件（その2）（諮問第 594 号）		
請求文書の概要	県道上の特定の土地に隣接する赤道（以下「本件赤道」という。）の幅員（県が本件赤道測量時に 2 m10 として測量した根拠）に係る文書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 21 年 7 月 10 日	諾否決定年月日	平成 21 年 7 月 24 日
諾否の決定内容	公開拒否決定 （文書不存在）	実施機関	知事（土木事務所）
非公開根拠条項	—		
非公開理由	該当文書が存在しないため		
不服申立年月日	平成 21 年 8 月 5 日（収受）		
不服申立ての趣旨	県道上の特定の土地の売買の際に、本件赤道の位置を基準にしているの、基になる図面があったはずである。		
諮問年月日	平成 21 年 11 月 9 日		
審査会の結論	実施機関が、本件行政文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（本件行政文書の存否について）</p> <p>1 実施機関は、本件赤道の幅員が 6 尺（約 1.8メートル）であることを記載した書類（以下「幅員に係る書類」という。）は保管しているが、本件行政文書は保管していない旨説明している。</p> <p>2 行政文書公開請求書の記載内容から判断すると、幅員に係る書類は、請求の対象となる行政文書に該当しないことが認められ、また、本件行政文書の存在を示すような特段の事情も認められないことから、本件行政文書は存在しないとの実施機関の説明に不合理な点はない。</p>		
答申年月日	平成 22 年 9 月 16 日（答申第 541 号）		

情報公開審査会答申第 542 号の概要

件名	委託訓練選考基準等一部非公開の件（その1）（諮問第 596 号）		
請求文書の概要	委託訓練書類選考記録票評価基準、委託訓練面接評価基準票並びに特定の委託訓練における受講者の選考基準及び選考過程の資料（以下「本件行政文書」と総称する。）		
請求年月日	平成 21 年 9 月 14 日	諾否決定年月日	平成 21 年 9 月 28 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（東部総合職業技術校）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 4 号		
非公開理由	<p>本件行政文書のうち、次に掲げる情報（以下「本件非公開情報」と総称する。）は、公開することにより書類選考及び面接が形骸化し、技能習得の必要性等の評価ができなくなり、今後の書類選考及び面接の遂行が困難になるので、条例第 5 条第 4 号に該当するものと判断した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 委託訓練書類選考記録票評価基準のうち、質問事項に対する評価項目並びに評価基準として記載された具体的な月数、年数及び職歴数</li> <li>2 委託訓練書類選考記録票のうち、質問事項に対する評価項目、質問事項として記載された具体的な年数及び欄外の評価の記載方法</li> <li>3 委託訓練面接評価基準票のうち、質問事項に対する評価項目並びに評価基準として記載された具体的な月数及び年数</li> <li>4 委託訓練面接記録票のうち、質問事項に対する評価項目及び欄外の評価の記載方法</li> </ol>		
不服申立年月日	平成 21 年 11 月 16 日		
不服申立ての趣旨	<p>不服申立人が選考基準を他の受験者等に伝達することはあり得ず、憶測にすぎない。公平性を欠くことを懸念するよりも、不服申立人の疑念を晴らすことの方が一層重要であり、優先されるべきである。</p> <p>また、委託訓練においては、多くの場合短時間の面接により選考が行われているが、面接に対する回答によって優劣をつける方法自体が誤りである。</p> <p>非公開となっているため、評価の基準があるか否かも不明であるが、不服申立人としては、客観的な評価の基準があるとするならば、その基準自体が先入観及び偏見に満ちているのではないかと考えている。</p>		
諮問年月日	平成 21 年 12 月 17 日		
審査会の結論	本件行政文書を一部非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（条例第 5 条第 4 号該当性について）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当審査会において本件行政文書を確認したところ、本件非公開情報は、委託訓練の受講者選考に係る具体的な観点及び評価方法が記載されたものであり、公開すると、委託訓練の受講者選考に際して、応募者が面接における質問に対する回答を用意する等、事前に準備を行うことが可能となる情報であると認められる。</li> <li>2 委託訓練に係る受講者選考という事務の性質を考慮すると、応募者が受講者選考に係る具体的な観点及び評価方法に基づき、事前に準備を行うことは十分想定されることから、本件非公開情報を公開すれば、書類選考及び面接が形骸化するとの実施機関の説明には相当の理由があると認められる。</li> <li>3 したがって、本件非公開情報は、公開することにより、実施機関が行う委託訓練における受講者選考に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、条例第 5 条第 4 号に該当すると判断する。</li> </ol>		
答申年月日	平成 22 年 9 月 16 日（答申第 542 号）		

情報公開審査会答申第 543 号の概要

件名	委託訓練選考基準等一部非公開の件（その2）（諮問第 599 号）		
請求文書の概要	委託訓練書類選考記録票評価基準、委託訓練面接評価基準票等、委託訓練における受講者選考に関する文書並びに特定の委託訓練の委託先である特定非営利活動法人の活動指針及び実態が分かる文書（以下「本件行政文書」と総称する。）		
請求年月日	平成 21 年 12 月 18 日	諾否決定年月日	平成 22 年 1 月 4 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（東部総合職業技術校）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 4 号		
非公開理由	<p>本件行政文書のうち、次に掲げる情報（以下「本件非公開情報」と総称する。）は、公開することにより書類選考及び面接が形骸化し、技能習得の必要性等の評価ができなくなり、今後の書類選考及び面接の遂行が困難になるので、条例第 5 条第 4 号に該当するものと判断した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 委託訓練書類選考記録票評価基準のうち、質問事項に対する評価項目並びに評価基準として記載された具体的な月数、年数及び職歴数</li> <li>2 委託訓練書類選考記録票のうち、質問事項に対する評価項目、質問事項として記載された具体的な年数及び欄外の評価の記載方法</li> <li>3 委託訓練面接評価基準票のうち、質問事項に対する評価項目並びに評価基準として記載された具体的な月数及び年数</li> <li>4 委託訓練面接記録票のうち、質問事項に対する評価項目及び欄外の評価の記載方法</li> </ol>		
不服申立年月日	平成 22 年 2 月 4 日（収受）		
不服申立ての趣旨	<p>不服申立人が選考基準を他の受験者等に伝達することはあり得ず、憶測にすぎない。公平性を欠くことを懸念するよりも、不服申立人の疑念を晴らすことの方が一層重要であり、優先されるべきである。</p> <p>また、委託訓練においては、多くの場合短時間の面接により選考が行われているが、面接に対する回答によって優劣をつける方法自体が誤りである。</p> <p>非公開となっているため、評価の基準があるか否かも不明であるが、不服申立人としては、客観的な評価の基準があるとすれば、その基準自体が先入観及び偏見に満ちているのではないかと考えている。</p>		
諮問年月日	平成 22 年 3 月 8 日		
審査会の結論	本件行政文書を一部非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（条例第 5 条第 4 号該当性について）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当審査会において本件行政文書を確認したところ、本件非公開情報は、委託訓練の受講者選考に係る具体的な観点及び評価方法が記載されたものであり、公開すると、委託訓練の受講者選考に際して、応募者が面接における質問に対する回答を用意する等、事前に準備を行うことが可能となる情報であると認められる。</li> <li>2 委託訓練に係る受講者選考という事務の性質を考慮すると、応募者が受講者選考に係る具体的な観点及び評価方法に基づき、事前に準備を行うことは十分想定されることから、本件非公開情報を公開すれば、書類選考及び面接が形骸化するとの実施機関の説明には相当の理由があると認められる。</li> <li>3 したがって、本件非公開情報は、公開することにより、実施機関が行う委託訓練における受講者選考に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、条例第 5 条第 4 号に該当すると判断する。</li> </ol>		
答申年月日	平成 22 年 9 月 16 日（答申第 543 号）		



情報公開審査会答申第 544 号の概要

件名	広報文一部非公開の件（諮問第 595 号）		
請求文書の概要	特定の事件（以下「本件事件」という。）に関する広報文（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 21 年 11 月 11 日	諾否決定年月日	平成 21 年 11 月 26 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	警察本部長
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号		
非公開理由	本件行政文書に記載されている共犯被疑者（以下「本件共犯被疑者」という。）の氏名は、特定の個人が識別される情報であることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。また、同号ただし書ア～エのいずれの情報にも該当しない。		
不服申立年月日	平成 21 年 12 月 7 日（収受）		
不服申立ての趣旨	<p>1 本件行政文書は、広報文と題されたものであり、本件事件の被疑者（以下「本件被疑者」という。）を逮捕したことについて報道機関に発表した基となる書面である。広報文とは、広く報じる文であるから、当然、本件行政文書は、条例第 5 条第 1 号ただし書イに該当する。</p> <p>2 本件被疑者氏名は公開されているから、神奈川県警察（以下「県警」という。）は、本件共犯被疑者の逮捕直後においては、本件被疑者同様に同人らの氏名を公開して発表した、あるいは発表する予定であったことも、社会常識上、明らかである。</p> <p>3 本件行政文書に記載された事実をどのように報道するかは、県警記者クラブに所属する各報道機関の独自の裁量にゆだねられているというのであれば、新聞社が本件共犯被疑者の氏名を報道することは、当然あり得たはずである。実際に特定の新聞は本件共犯被疑者の氏名を報じていないが、それは紙幅の制約からと解されるのであり、本件共犯被疑者の氏名は、公開が予定されていた情報である。</p>		
諮問年月日	平成 21 年 12 月 16 日		
審査会の結論	本件共犯被疑者の氏名を非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（条例第 5 条第 1 号該当性について）</p> <p>1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 本件行政文書に記載された本件共犯被疑者の氏名は、特定の個人が識別される情報と認められることから、同号本文に該当すると判断する。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について ア 当審査会において確認したところ、県警が犯罪の検挙、事故等の発生等について報道機関に情報提供する場合は、発生地を管轄する警察署又は警察本部の担当課が広報文を作成し、県警記者クラブに加盟する各報道機関に対してのみ当該広報文を提供しており、個人情報を含めた事実関係の報道は、当該各報道機関の判断により行われていることが認められる。 したがって、広報文に記載された情報であることをもって、直ちに慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に当たるとは認められない。 イ また、本件共犯被疑者の氏名が、公にすることが予定されている情報に当たるか否かについては、本件事件に関する報道の状況に着目して判断すべきものと考えられる。 当審査会において本件事件に関する新聞記事を確認したところ、本件被疑者又は本件共犯被疑者が逮捕された時期のいずれにおいても、本件共犯被疑者の氏名が、新聞各紙により報道された事実はないことが認められる。さらに、本件事件に関する報道は 1 回のみであり、頻繁に報道されているとは認められない。 ウ 以上のことを総合的に検討すると、本件共犯被疑者の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとまでは認められず、条例第 5 条第 1 号ただし書イに該当しないと判断する。</p>		
答申年月日	平成 22 年 9 月 16 日（答申第 544 号）		

情報公開審査会答申第 545 号の概要

件名	特定の社会福祉法人に係る指導監査結果等一部非公開の件（諮問第 598 号）		
請求文書の概要	特定の社会福祉法人（以下「本件法人」という。）における不祥事件（以下「本件事件」という。）について実施した指導監査（以下「本件監査」という。）に関する文書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 21 年 7 月 17 日	諾否決定年月日	平成 21 年 7 月 31 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（福祉監査指導課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号		
非公開理由	<p>（条例第 5 条第 1 号該当性について） 本件行政文書に記載された情報の一部は、本件法人の運営する施設が小規模であること等から、特定の個人が識別されるため、条例第 5 条第 1 号に該当する。</p> <p>（条例第 5 条第 2 号該当性について） 本件行政文書に記載された情報の一部は、本件法人の内部管理の事項に属する情報であること等から、条例第 5 条第 2 号に該当する。</p> <p>（条例第 5 条第 4 号該当性について） 本件行政文書に記載された情報の一部は、公開すると監査への協力が得られなくなること等から、条例第 5 条第 4 号に該当する。</p>		
不服申立年月日	平成 21 年 9 月 11 日（収受）		
不服申立ての趣旨	<p>（条例第 5 条第 1 号該当の点について） 氏名等を削除すれば個人を特定せずに公開できるのであるから、一律にすべての内容を非公開とすることは、条例の解釈を誤ったものである。</p> <p>（条例第 5 条第 2 号該当の点について） 社会福祉法人内部における利用者に対する性的虐待等に関する情報は、法人の正当な利益を害するおそれがある情報とはいえない。</p> <p>（条例第 5 条第 4 号該当の点について） 本件監査における調査は大部分終了しており、適正な遂行に支障を及ぼすおそれを具体的あるいは確実に考慮することはできない。</p>		
諮問年月日	平成 22 年 2 月 1 日（受理）		
審査会の結論	<p>次に掲げる情報（以下「本件検討内容」という。）は、公開すべきである。</p> <p>1 本件事件の究明及び改善特別委員会のご案内の一部</p> <p>2 理事会及び評議員会の内部検討資料の一部</p>		
審査会の判断理由	<p>（条例第 5 条第 1 号該当性について） 本件行政文書に記載された情報の一部は、本件法人の運営する施設の規模、本件事件の内容等を考慮すると、いずれも特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であると認められることから、条例第 5 条第 1 号に該当すると判断する。</p> <p>（条例第 5 条第 2 号該当性について） 本件法人は、本件事件の概要、再発防止策等について記者発表（以下「本件記者発表」という。）を行っている。本件検討内容は、本件法人が本件記者発表において公表した事項の基となる内容が記載されたものである。本件記者発表が、本件法人自ら再発防止策等を公表するため行われたものであること及び社会福祉法第 24 条が「社会福祉法人は…その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない」と規定していることを考慮すると、本件検討内容は、公開することにより本件法人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第 5 条第 2 号に該当しないと判断する。</p> <p>（条例第 5 条第 4 号該当性について） 監査への協力は、行政文書の非公開を前提に確保すべきものでなく、法令の遵守に基づき確保すべきものと認められる。したがって、本件検討内容を公開することにより、実施機関が行う監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、条例第 5 条第 4 号に該当しないと判断する。</p>		
答申年月日	平成 22 年 11 月 17 日（答申第 545 号）		

情報公開審査会答申第 546 号の概要

件名	暴力団事務所所在地に係る文書等非公開の件（諮問第 602 号）		
請求文書の概要	特定地域の暴力団事務所の所在地、暴力団フロント企業の名称、所在地等に係る文書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 22 年 2 月 27 日	諾否決定年月日	平成 22 年 3 月 11 日
諾否の決定内容	非公開	実施機関	警察本部長
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 6 号		
非公開理由	<p>（条例第 5 条第 6 号該当性について）</p> <p>1 本件行政文書に記載された情報（以下「本件情報」という。）を公開することにより、暴力団及び暴力団関係企業（以下「暴力団組織」と総称する。）の把握実態及び情報収集能力等の捜査活動状況が判明してしまうことはもとより、その主たる情報源である情報提供者の存在が推認され、情報提供者と捜査員の信頼関係に亀裂が生じ、今後の暴力団捜査及び情報収集活動に支障が生じることとなる。さらに、暴力団組織は、情報提供者に対する有形無形の不法行為や暴力行為を敢行することが十分予想され、情報提供者の生命、身体、財産等に対する不法な侵害が及ぶこととなる。</p> <p>2 暴力団組織は、対立抗争事件発生時には、対立する暴力団事務所及びその関係企業（以下「暴力団事務所等」と総称する。）に対する襲撃を主として敢行している。したがって、本件情報を公開することにより、暴力団組織が当該情報を活用し、敵対する暴力団組織の暴力団事務所等を襲撃することが容易に予想され、暴力団相互の対立抗争を誘発させることとなる。その結果として、暴力団事務所等の付近住民の生命、身体、財産等に不法な侵害が及び、ひいては犯罪の予防、鎮圧等の公共安全と秩序の維持に重大な支障が及ぶこととなる。</p> <p>3 昨今の暴力団の情勢は、大規模暴力団のより一層の大規模化、系列化が図られ、実際に中小暴力団の消滅等が進行しているところである。したがって、本件情報を公開することによって、既に存在しない暴力団事務所等を標的として、有形無形の不法行為や暴力行為が敢行された場合、同所に現住する一般人及びその所有者の生命、身体、財産等に対する不法な侵害が及ぶこととなる。</p>		
不服申立年月日	平成 22 年 3 月 15 日（収受）		
不服申立ての趣旨	<p>1 実施機関の主張は、認容し得ない。</p> <p>2 請求内容は、地域住民にとっては公知の事実であり、現に実施機関の職員は特定地域における暴力団事務所所在地及びフロント企業に係る情報を情報提供している。</p> <p>3 本件行政文書を住民に明らかにすることにより、反社会的勢力を鎮圧し得る。</p>		
諮問年月日	平成 22 年 4 月 7 日		
審査会の結論	本件行政文書を非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（条例第 5 条第 6 号該当性について）</p> <p>1 当審査会において本件行政文書を確認したところ、本件情報はいずれも実施機関が把握した暴力団に関する情報であると認められ、また、実施機関が本件情報を外部に公表している事実は認められない。</p> <p>2 本件情報は、実施機関が捜査活動等を通じて把握した捜査情報であり、当該情報を公開することにより、実施機関による捜査活動の実態が判明するとともに、その情報源である情報提供者の存在が推認されるものと認められる。</p> <p>3 さらに、本件情報が公開されれば、暴力団相互による対立抗争を誘発し、暴力団事務所等の付近住民の生命、身体、財産等に対する不法な侵害が及ぶとともに、その他公共安全と秩序の維持が脅かされるおそれが十分認められる。</p> <p>4 したがって、実施機関が本件情報を公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、その他の公共安全と秩序の維持に重大な支障を及ぼすおそれがあると判断したことは、合理的な理由があると認められる。</p>		
答申年月日	平成 22 年 11 月 17 日（答申第 546 号）		

情報公開審査会答申第 547 号の概要

件名	県立高等学校に係る事故報告書等不存在の件（諮問第 603 号）		
請求文書の概要	特定の県立高等学校（以下「本件高校」という。）の英語科試験問題等の誤り等に関して、教育委員会が収受した事故報告書及び添付資料並びに各県立高等学校の定期試験問題等の誤り等に関して、教育委員会が収受した事故報告書及び添付資料（以下「本件行政文書」と総称する。）		
請求年月日	平成 22 年 1 月 22 日	諾否決定年月日	平成 22 年 1 月 29 日
諾否の決定内容	公開拒否決定 （文書不存在）	実施機関	教育委員会（高校教育指導課）
非公開根拠条項	—		
非公開理由	本件行政文書は存在しないため。		
不服申立年月日	平成 22 年 2 月 8 日（収受）		
不服申立ての趣旨	<p>1 本件高校の校長（以下「本件校長」という。）から不服申立人に対して、本件高校の英語科試験問題等の誤り等に関する事故報告書を、教育委員会へ提出した旨の発言があった。</p> <p>2 特定の県民からの通報により、定期試験問題等の誤り等に関する調査を開始し、実施機関の指導主事が現地に赴いた事案であることから、調査に至った経緯、今後の対応等についての事故報告書が存在して然るべきである。</p>		
諮問年月日	平成 22 年 3 月 31 日		
審査会の結論	本件行政文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（本件行政文書について）</p> <p>当審査会が確認したところ、本件請求の趣旨は、本件高校に関しては、事故報告書等の公開を求めるものであり、各県立高等学校に関しては、事故報告書等及びこれに類する行政文書の公開を求めるものである。</p> <p>そこで、当審査会としては、これらの行政文書の存否について、以下、検討する。</p> <p>（本件行政文書の存否について）</p> <p>1 神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則第 34 条は「校長は、職員又は生徒に関し重要と認められる事故が発生した場合は、直ちにその事情を教育長に連絡するとともに、文書をもつて報告しなければならない」と規定しており、特定の事案に関して、事故報告書等を提出する必要があるか否かは、校長が事案の内容等に応じて判断するものと考えられる。</p> <p>2 実施機関は、本件行政文書を収受していない旨説明しており、これを覆すに足りる特段の事情は認められない。</p> <p>3 また、調査免許課（文書公開時は行政課）は、本件高校とは別の県立高等学校（以下「別件高校」という。）から提出された定期試験問題等の誤り等に関する事故報告書等の一部を公開しているが、別件高校以外の各県立高等学校から、定期試験問題等の誤り等に関する事故報告書等又はこれに類する文書が提出されていることを示す事情は認められない。</p> <p>4 以上のことから、当審査会としては、教育委員会が、別件高校に係る事故報告書等を除き、本件行政文書は存在しないとして、公開を拒んだことは妥当であると判断する。</p>		
答申年月日	平成 22 年 12 月 6 日（答申第 547 号）		

情報公開審査会答申第 548 号の概要

件名	県立高等学校に係る事故報告書等一部非公開の件（諮問第 606 号）		
請求文書の概要	各県立高等学校の定期試験問題等の誤り等に関して、教育委員会が収受した事故報告書及び添付資料		
請求年月日	平成 22 年 1 月 22 日	諾否決定年月日	平成 22 年 3 月 18 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（調査免許課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であるため。		
不服申立年月日	平成 22 年 5 月 12 日（収受）		
不服申立ての趣旨	特定の県立高等学校（以下「本件高校」という。）の定期試験問題の誤りに係る事故報告書及び添付資料（以下「本件行政文書」と総称する。）のほかに、事故に係る職員名の一覧等、意図的に隠蔽された添付文書が存在するものと考えられる。		
諮問年月日	平成 22 年 5 月 27 日（受理）		
審査会の結論	実施機関が、公開請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定し諾否決定したことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（不服申立ての対象について）</p> <p>不服申立人は、本件行政文書のほかに、定期試験問題等の誤り等に関して、本件高校から提出された添付文書（以下「本件添付文書」という。）が存在するはずであるとして、その公開を求めているものと認められる。</p> <p>したがって、当審査会としては、本件添付文書の存否について、以下、検討する。</p> <p>（本件添付文書の存否について）</p> <p>1 実施機関は、本件高校の定期試験問題の誤りに関して、試験問題を作成した職員に関する文書等の提出は求めていること等から、本件添付文書は存在しないと説明している。これに対し不服申立人は、本件高校が公開した行政文書と本件行政文書のフォントが異なっている等、本件行政文書の信ぴょう性に疑いがあること等から、本件添付文書は存在するはずであると主張している。</p> <p>2 当審査会において本件行政文書を確認したところ、本件添付文書が存在することをうかがわせるような記載は見受けられない。</p> <p>また、実施機関は、本件高校に対して試験問題を作成した職員に関する文書等の提出を求めたことはなく、本件添付文書は収受していない旨説明しており、不服申立人による、本件行政文書の信ぴょう性に疑いがあるといった主張を考慮しても、実施機関の説明を覆すに足る特段の事情は認められない。</p> <p>3 したがって、本件添付文書は存在しないとの実施機関の説明に不合理な点は認められず、実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定し諾否の決定を行ったことは、妥当であると判断する。</p>		
答申年月日	平成 22 年 12 月 6 日（答申第 548 号）		

情報公開審査会答申第 549 号の概要

件名	特定の交番・駐在所連絡協議会に係る文書一部非公開の件（諮問第 600 号）		
請求文書の概要	特定期間に開催された交番・駐在所連絡協議会（以下「協議会」という。）に係る文書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 21 年 12 月 7 日	諾否決定年月日	平成 22 年 2 月 2 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	警察本部長
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号、第 4 号及び第 6 号		
非公開理由	<p>（条例第 5 条第 1 号該当性について） 警察官の氏名（以下「本件警察官氏名」という。）、体育指導員の氏名（以下「本件指導員氏名」という。）及び捜査担当者の氏名（以下「本件担当者氏名」という。）は、特定の個人が識別される情報であることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。</p> <p>（条例第 5 条第 4 号該当性について） 警察電話の内線番号（以下「本件内線番号」という。）は、公開することにより、通信事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 5 条第 4 号に該当する。</p> <p>（条例第 5 条第 6 号該当性について） 強制わいせつ事件の町名別の各件数（以下「本件認知件数」という。）、捜査で把握した内容（以下「本件捜査情報」という。）、本件内線番号及び本件担当者氏名は、公開すると、犯罪の予防及び捜査に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、同条第 6 号に該当する。</p>		
不服申立年月日	平成 22 年 3 月 11 日（収受）		
不服申立ての趣旨	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件警察官氏名、本件指導員氏名及び本件担当者氏名は、公にされている情報である。</li> <li>2 交通事故現場の立看板に内線番号を掲示し、一般住民に情報提供を呼びかけている場合を頻繁に目にする。</li> <li>3 本件認知件数のみを他の犯罪とことさら区別して非公開とする合理性はない。また、本件捜査情報が公開されることによって、犯人が逃走又は証拠隠滅を図り、捜査に重大な支障を及ぼすおそれがあるという説明は、誇張である。</li> </ol>		
諮問年月日	平成 22 年 3 月 24 日		
審査会の結論	本件行政文書を一部非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（条例第 5 条第 1 号該当性について） 本件警察官氏名、本件指導員氏名及び本件担当者氏名は、特定の個人が識別される情報と認められることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。また、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報に当たるとは認められず、同号ただし書のいずれにも該当しないと判断する。</p> <p>（条例第 5 条第 4 号該当性について） 本件内線番号は、公開することにより、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等に支障をきたすおそれがあると認められるので、条例第 5 条第 4 号に該当すると判断する。</p> <p>（条例第 5 条第 6 号該当性について） 本件認知件数を公開すると、被疑者等が再犯を犯す蓋然性が高く、犯罪の予防等の観点から重大な支障が及ぶおそれがある情報であることが認められる等、本件認知件数、本件捜査情報、本件内線番号及び本件担当者氏名は、これらを公開することにより、犯罪の予防及び捜査等に重大な支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、条例第 5 条第 6 号に該当すると判断する。</p>		
答申年月日	平成 22 年 12 月 6 日（答申第 549 号）		

情報公開審査会答申第 550 号の概要

件名	不適正経理処理等に係る処分に関する文書一部非公開の件（諮問第 604 号）		
請求文書の概要	特定の部及び所属（以下「本件所属等」という。）における、不適正な経理処理に係る処分等の職階級別実施者数等が記載された文書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 22 年 4 月 5 日	諾否決定年月日	平成 22 年 4 月 19 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（人材課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号		
非公開理由	<p>（条例第 5 条第 1 号本文該当性について）          本件所属等における、人事上の措置に係る職階級別実施者数（以下「本件非公開情報」という。）は、公表されている情報と照合することにより、容易に特定の職員が識別され、又は識別され得る情報であることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。</p> <p>（条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について）          1 本件行政文書は、平成 22 年 3 月 18 日記者発表資料「不適正経理処理等に係る処分について」（以下「本件発表資料」という。）そのものではなく、公表されたものではない。また、本件非公開情報は、特定の職員が文書訓戒等の人事上の措置の対象となったことが判明する情報であることから、条例第 5 条第 1 号ただし書イに該当しない。          2 職員個人の身分取扱いに係る情報は、公務員等の職務の遂行に関する情報に該当しない。また、本件非公開情報は、特定の職員が文書訓戒等の人事上の措置の対象となったことが判明する情報であることから、公務員等の氏名と同様に、公務員等の職務の遂行に関する情報とは認められず、条例第 5 条第 1 号ただし書ウに該当しない。</p>		
不服申立年月日	平成 22 年 4 月 30 日（収受）		
不服申立ての趣旨	<p>1 本件所属等には職員が多数在籍していることから、本件非公開情報を他の情報と照合しても、特定の個人は識別されない。</p> <p>2 本件発表資料において特定の個人が識別される役職、年齢、性別等が公表されていることから、本件非公開情報を公開できないとする理由はない。</p> <p>3 不適正な経理処理に係る処分等は、県職員の職務遂行上の問題から実施されたものであるから、公開しなければならない。</p>		
諮問年月日	平成 22 年 5 月 19 日		
審査会の結論	本件行政文書を一部非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（条例第 5 条第 1 号本文該当性について）          1 本件発表資料には、不適正な経理処理の分類に応じた処分量定等が詳細に記載されており、限定された年度において、特定の職務を担当していた職員を対象として、不適正な経理処理に係る処分等が実施されたことが明らかにされているものと認められる。          2 不適正な経理処理に係る処分等に当たって、実施機関が公表した情報の内容を考慮すると、本件非公開情報は、神奈川県職員録等に記載された職員の氏名等の情報と照合することにより、本件所属等において、人事上の措置の対象とされた職員が識別され得る情報であると認められることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>（条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について）          1 当審査会において本件発表資料を確認したところ、いわゆる「預け金」を私的に流用した事案等に係る個別の処分の内容として、特定の個人が識別され得る情報が記載されていることが認められる。一方、本件非公開情報は、本件所属等における、人事上の措置に係る職階級別実施者数が記載されたものであり、本件発表資料により公表された情報と同一の情報であるとは認められない。また、本件非公開情報は、本件所属等において、人事上の措置の対象とされた職員が識別され得る情報であると認められることから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、条例第 5 条第 1 号ただし書イに該当しないと判断する。          2 本件非公開情報は、本件所属等において、人事上の措置の対象とされた職員が識別され得る情報であって、当該職員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報とは認められないことから、条例第 5 条第 1 号ただし書ウに該当しないと判断する。</p>		
答申年月日	平成 23 年 1 月 26 日（答申第 550 号）		

情報公開審査会答申第 551 号の概要

件名	取調記録公開拒否（存否応答拒否）の件（諮問第 605 号）		
請求文書の概要	不服申立人が、特定の事件（以下「本件事件」という。）の被疑者として逮捕され、釈放されるまでに特定の警察署において作成された取調記録（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 22 年 4 月 11 日	諾否決定年月日	平成 22 年 4 月 20 日
諾否の決定内容	存否応答拒否	実施機関	警察本部長
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号及び第 8 条		
非公開理由	<p>1 不服申立人が本件事件の被疑者として逮捕され、取調べを受けたか否かに係る情報（以下「本件情報」という。）は、当然に個人が識別される情報であることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当し、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。</p> <p>2 本件請求は、個人を特定して行われており、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第 5 条第 1 号に規定する個人に関する情報を公開することとなるため、条例第 8 条に該当する。</p>		
不服申立年月日	平成 22 年 4 月 27 日（收受）		
不服申立ての趣旨	<p>1 本件に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）は、不服申立人の取調記録の公開のみを求めるものではなく、本件事件の発端となった犯罪の立件及び防止のため、情報の公開を求めているものである。本件行政文書が公開されることにより、背景に隠れている犯罪が立件されるのであれば、不服申立人の取調べに関する記録が公開されることをいとわない。</p> <p>2 刑事訴訟法第 53 条では、何人も事件終結後に訴訟記録を閲覧することが可能であるとされている。不服申立人は既に起訴猶予の処分を受けており、事実上、当該処分の日をもって事件終結と解釈できるため、本件行政文書は条例第 5 条第 1 号ただし書アに該当し、公開されるべきである。</p>		
諮問年月日	平成 22 年 5 月 19 日		
審査会の結論	実施機関が、本件行政文書について、その存否を答えるだけで非公開情報を公開することとなるとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（条例第 5 条第 1 号該当性について）</p> <p>1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 本件情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、同号本文に該当すると判断する。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について 当審査会が確認したところ、本件情報が、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当することを示す事情は認められず、本件情報は、条例第 5 条第 1 号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。</p> <p>（条例第 8 条該当性について） 本件請求は、不服申立人に係る取調記録の公開を求めるものであり、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、本件情報が明らかとなり、条例第 5 条第 1 号に規定する非公開情報を公開することとなるものと認められることから、条例第 8 条の「当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」場合に該当すると判断する。</p> <p>（その他） 不服申立人は、不服申立人の取調べに関する記録が公開されることをいとわない旨主張しているが、条例の定める情報公開制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず公開請求を認める制度であり、公開、非公開の判断に当たって、公開請求者が誰であるかは考慮されないものであるため、当該不服申立人の主張は採ることができない。</p>		
答申年月日	平成 23 年 1 月 26 日（答申第 551 号）		



情報公開審査会答申第 552 号の概要

件名	人事考査委員会の運営に関する文書一部非公開の件（諮問第 601 号）		
請求文書の概要	神奈川県人事考査委員会議の運営に関する必要事項を定めた文書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 21 年 12 月 22 日	諾否決定年月日	平成 22 年 2 月 19 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（行政事務監察課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 4 号		
非公開理由	<p>本件行政文書のうち、文書名及び根拠を除く部分（以下「本件非公開情報」という。）は、考査事務に係る決裁区分として、人事上の措置も含めた懲戒処分等（以下「処分等」という。）の内部的な取扱いを具体的に記載したものである。</p> <p>したがって、本件非公開情報は、公開することにより考査事務の遂行に当たって外部からの不当、不要な干渉等を受ける懸念が生じるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 5 条第 4 号に該当する。また、処分等の実効性の担保という観点からも、同号に該当するものと判断した。</p>		
不服申立年月日	平成 22 年 3 月 15 日（収受）		
不服申立ての趣旨	<p>本件行政文書に記載された内規は、公正かつ円滑な人事の確保を目的として設けられたものである。本件行政文書を公開すると、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の説明には、具体性及び客観性が認められない。</p>		
諮問年月日	平成 22 年 3 月 31 日（受理）		
審査会の結論	<p>本件行政文書のうち、次に掲げる情報は、公開すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件非公開情報のうち、決裁手続が記載された部分（以下「本件決裁手続」という。）を除いた情報</li> <li>2 本件決裁手続の一部</li> </ol>		
審査会の判断理由	<p>（条例第 5 条第 4 号本文該当性について）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当審査会において確認したところ、本件行政文書には、処分等に係る決裁区分及び当該区分に応じた決裁手続が具体的に記載されており、本件非公開情報をすべて公開すると、実施機関が行う考査事務の遂行に当たり、処分等の内容等を決定する者（以下「決裁者」という。）が明らかになることが認められる。</li> <li>2 職員が職員の行為を評価するという考査事務の性質を考慮すれば、本件非公開情報を公開すると、外部からの干渉等を受ける等、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の説明には、相当の理由があるものと認められる。</li> <li>3 しかしながら、本件非公開情報のうち、本件決裁手続を除いた情報は、公開しても、決裁者は明らかにならないことから、当該情報を公開することにより外部からの干渉等を受けるおそれが生じるとまでは認められない。 また、処分等の実効性の担保といった点を考慮しても、当該情報を公開することにより、考査事務の適正な遂行に支障を及ぼす事態が生じるとは考え難い。</li> <li>4 さらに、本件決裁手続の一部については、神奈川県人事事務取扱規程等に基づく手続が記載されたものであることから、公開することにより、考査事務の適正な遂行に支障を及ぼすとは認められない。</li> <li>5 以上のことから、本件非公開情報のうち、本件決裁手続を除いた情報及び本件決裁手続の一部については、条例第 5 条第 4 号に該当しないが、これらの情報を除いた情報は、公開することにより、考査事務の遂行に当たり外部からの干渉等を受ける等、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められることから、同号に該当すると判断する。</li> </ol>		
答申年月日	平成 23 年 2 月 23 日（答申第 552 号）		

情報公開審査会答申第 553 号の概要

件名	神奈川県を被告とする判決文公開拒否（存否応答拒否）の件（諮問第 589 号）		
請求文書の概要	神奈川県を被告として提起された特定の行政事件訴訟（以下「本件訴訟」という。）の判決文（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 21 年 8 月 26 日	諾否決定年月日	平成 21 年 9 月 4 日
諾否の決定内容	存否応答拒否	実施機関	警察本部長
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号及び第 8 条		
非公開理由	<p>（条例第 5 条第 1 号本文該当性について）          本件に係る行政文書公開請求書には、本件訴訟の原告として、特定の個人（以下「本件個人」という。）の氏名が記載されており、本件個人が本件訴訟の原告であるか否かに係る情報（以下「本件情報」という。）は、個人に関わる情報であって、当然に個人が識別される情報である。</p> <p>（条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について）          本件情報は、条例第 5 条第 1 号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。</p> <p>（条例第 8 条該当性について）          本件請求は、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるため、条例第 8 条に該当する。</p>		
不服申立年月日	平成 21 年 9 月 7 日（収受）		
不服申立ての趣旨	<p>（条例第 5 条第 1 号ただし書該当の点について）          裁判所に掲示された予定表（以下「開廷表」という。）には、原告の氏名等の情報が記載されていることから、原告の氏名は、慣行として公にされている情報に当たる。</p> <p>（本件行政文書の存否について）          不服申立人は、裁判所において本件訴訟に係る開廷表を確認した上で、本件に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行っていることから、本件行政文書が存在することは社会常識に照らして明らかである。</p>		
諮問年月日	平成 21 年 9 月 16 日		
審査会の結論	実施機関が、本件行政文書について、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定（以下「本件処分」という。）は、取り消すべきである。		
審査会の判断理由	<p>（条例第 5 条第 1 号該当性について）</p> <p>1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について          本件情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、同号本文に該当すると判断する。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について          ア 行政事件訴訟の訴訟記録の閲覧については、行政事件訴訟法第 7 条により民事訴訟法（以下「民訴法」という。）が準用されている。民訴法第 91 条第 1 項は、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる」と規定しており、また、同法第 92 条第 1 項は、秘密保護のため、訴訟記録の閲覧等を制限することができる旨規定している。</p> <p>イ 当審査会において確認したところ、本件訴訟に係る訴訟記録は、民訴法第 92 条第 1 項による閲覧の制限がなく、何人でも閲覧することができる文書であることが認められる。したがって、本件情報は、行政事件訴訟法第 7 条において準用する民訴法の規定に基づき、何人も閲覧が可能な情報であり、条例第 5 条第 1 号ただし書アに該当すると判断する。</p> <p>（条例第 8 条該当性について）</p> <p>1 本件情報は、条例第 5 条第 1 号ただし書アに該当すると認められることから、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第 5 条第 1 号に規定する非公開情報を公開することとなるとは認められない。</p> <p>2 したがって、本件請求は、条例第 8 条の「当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」場合に該当するとは認められず、本件行政文書の存否を明らかにして、改めて本件請求に対する諾否の決定を行うべきであることから、本件処分は取り消すべきであると判断する。</p>		
答申年月日	平成 23 年 2 月 23 日（答申第 553 号）		

情報公開審査会答申第 554 号の概要

件名	陳述書一部非公開の件（諮問第 597 号）		
請求文書の概要	特定の個人が指定暴力団の組長に対する使用者責任を追及するため提起した損害賠償請求事件（以下「本件訴訟」という。）において、実施機関が横浜地方裁判所に提出した、特定の警察官（以下「本件警察官」という。）の陳述書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 21 年 11 月 18 日	諾否決定年月日	平成 21 年 12 月 1 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	警察本部長
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号		
非公開理由	<p>（条例第 5 条第 1 号本文該当性について）</p> <p>次に掲げる情報（以下「本件非公開情報」と総称する。）は、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。</p> <p>1 本件警察官の経歴</p> <p>2 個人の氏名（指定暴力団の会長職にある者及びび会長職にあつた者の氏名を除く。）、出生等の経歴、所属団体、家族関係及び前科前歴に関する情報</p> <p>（条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について）</p> <p>1 民事訴訟法（以下「民訴法」という。）の規定に基づく訴訟記録の閲覧には例外があり、訴訟記録はあらゆる場合に閲覧できるものではない。したがって、本件非公開情報は、法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報とは認められず、条例第 5 条第 1 号ただし書アに該当しない。</p> <p>2 本件非公開情報は公表されていないことから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、条例第 5 条第 1 号ただし書イに該当しない。</p>		
不服申立年月日	平成 21 年 12 月 18 日（收受）		
不服申立ての趣旨	<p>1 本件非公開情報のうち、本件警察官の経歴の一部を除いた情報（以下「本件情報」という。）について、公開を求める。</p> <p>2 本件情報は、何人にも閲覧が認められている情報であり、条例第 5 条第 1 号ただし書アに該当する。</p> <p>3 本件訴訟の内容等は、何人も知り得る情報であることから、条例第 5 条第 1 号ただし書イに該当する。</p>		
諮問年月日	平成 22 年 1 月 13 日		
審査会の結論	本件情報は、公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>（条例第 5 条第 1 号本文該当性について）</p> <p>本件情報は、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であると認められることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>（条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について）</p> <p>1 民訴法第 91 条第 1 項は、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる」と規定しており、また、同法第 92 条第 1 項は、秘密保護のため、訴訟記録の閲覧等を制限することができる旨規定している。</p> <p>2 当審査会において確認したところ、本件訴訟に係る訴訟記録は、民訴法第 92 条第 1 項による閲覧の制限がなく、何人でも閲覧することができる文書であることが認められる。したがって、本件情報は、民訴法の規定に基づき、何人も閲覧が可能な情報であり、条例第 5 条第 1 号ただし書アに該当すると判断する。</p>		
答申年月日	平成 23 年 3 月 22 日（答申第 554 号）		

情報公開審査会答申第 555 号の概要

件名	公安活動に関する文書公開拒否（存否応答拒否）の件（諮問第 611 号）		
請求文書の概要	特定の個人（以下「本件個人」という。）が作成した、不服申立人を公安活動の対象とし続ける理由が記載された文書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 22 年 9 月 1 日	諾否決定年月日	平成 22 年 9 月 13 日
諾否の決定内容	存否応答拒否	実施機関	警察本部長
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号、第 6 号及び第 8 条		
非公開理由	<p>1 本件個人が、本件行政文書を作成したか否かに係る情報（以下「本件情報」という。）は、特定の個人が識別される情報であることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当し、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。</p> <p>2 本件情報は、これが公開されれば、警察の捜査活動等の実態が明らかとなり、犯罪を企図する者等において対抗措置を取ることが十分予想され、犯罪の予防、捜査等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 5 条第 6 号に該当する。</p> <p>3 本件に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）は、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第 5 条第 1 号及び第 6 号に規定する非公開情報を公開することになるため、条例第 8 条に該当する。</p>		
不服申立年月日	平成 22 年 11 月 11 日		
不服申立ての趣旨	<p>1 本件行政文書は、不服申立人を犯罪者に仕立て上げたねつ造文書の可能性があり、その目的は脅し及び嫌がらせの実行である。</p> <p>2 本件行政文書に基づく公安活動による公金支出は膨大であり、当該支出は報復を目的とする私的流用であると考えられる。不正が公に認定されなければ、当該公安活動及び公金の私的流用を止めることができない。</p>		
諮問年月日	平成 22 年 11 月 24 日		
審査会の結論	実施機関が、本件行政文書について、その存否を答えるだけで非公開情報を公開することとなるとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（条例第 5 条第 1 号該当性について）</p> <p>1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 本件情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報と認められることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について 当審査会が確認したところ、本件情報が、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当することを示す事情は認められず、本件情報は、条例第 5 条第 1 号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。</p> <p>（条例第 5 条第 6 号該当性について） 警察が行う情報収集活動の対象となる者に係る情報は、公開することにより、警察の情報収集活動の実態が明らかとなり、犯罪を企図する者等において対抗措置を取ることが十分予想される。したがって、本件情報は、これを公開することにより、犯罪の予防及び捜査等に重大な支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、条例第 5 条第 6 号に該当すると判断する。</p> <p>（条例第 8 条該当性について） 本件請求は、不服申立人を公安活動の対象とし続ける理由が記載された文書の公開を求めるものであり、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、本件情報が明らかとなり、条例第 5 条第 1 号及び第 6 号に規定する非公開情報を公開することとなるものと認められることから、条例第 8 条の「当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」場合に該当すると判断する。</p>		
答申年月日	平成 23 年 3 月 22 日（答申第 555 号）		